

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
<p>（情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第十一条 法第五条第二項（法第十三条第二項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第十四条第五項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項、第五十九条並びに第二百三条第三項及び第四項において準用する場合を含む。第一号において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第百五十八条を除き、以下同じ。）をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>（電磁的方法）</p> <p>第二十五条の二 法第十四条第二項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。第一号イにおいて同じ。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の</p>	<p>（情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第十一条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>（電磁的方法）</p> <p>第二十五条の二 「同上」</p>

技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔2・3 略〕

(電磁的方法)

第三十条 法第十七条第一項第三号(法第二十条第一項及び第五十条第一項において準用する場合を含む。)に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 「略」

(投資信託及び投資法人に関する法律施行令に係る電磁的方法)
第三十二条 令第二十条第一項又は第二十二條第一項の規定により

示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ 「略」

一 「同上」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔2・3 同上〕

(電磁的方法)

第三十条 「同上」

一 「同上」

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 「同上」

(投資信託及び投資法人に関する法律施行令に係る電磁的方法)
第三十二条 「同上」

一 「同上」

イ 「同上」

ロ 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 「略」

(電磁的記録)

第四十条 法第十七条第十項(法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものである。

(電磁的記録)

第六十三条 法第六十六条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものである。

(投資法人設立届出書の添付書類)

第八十条 前条の投資法人設立届出書には、法第六十九条第二項に規定する規約を、三通(規約が電磁的記録で作成されているときは、次条に定めるもの一部)添付しなければならない。

2 「略」

(投資法人設立届出書に添付すべき電磁的記録)

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 「同上」

(電磁的記録)

第四十条 法第十七条第十項(法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものである。

(電磁的記録)

第六十三条 法第六十六条第二項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものである。

(投資法人設立届出書の添付書類)

第八十条 前条の投資法人設立届出書には、法第六十九条第二項に規定する規約を、三通(規約が電磁的記録で作成されているときは、次条に定める電磁的記録一部)添付しなければならない。

2 「同上」

(投資法人設立届出書に添付すべき電磁的記録)

第百八条の二 法第六十九条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

(電磁的方法)

第百十四条 法第七十一条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 〔略〕

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録した

第百八条の二 法第六十九条第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとする。

一 産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二 日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

2 前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式

二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式

3 第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申請者の商号

二 申請年月日

(電磁的方法)

第百十四条 〔同上〕

一 〔同上〕

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確

ものを交付する方法

2
「略」

(投資信託及び投資法人に関する法律施行令に係る電磁的方法)
第百十五条 令第五十九条第一項又は第七十九条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの
- イ 「略」
- ロ 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 「略」

(計算書類等の承認の通知に係る電磁的方法)

第百七十三条 法第三十一条第四項（法第六十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2
「略」

実際に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2
「同上」

(投資信託及び投資法人に関する法律施行令に係る電磁的方法)
第百十五条 「同上」

- 一 「同上」
- イ 「同上」
- ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 「同上」

(計算書類等の承認の通知に係る電磁的方法)

第百七十三条 法第三十一条第四項（法第六十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 「同上」

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2
「同上」

<p>(投資信託及び投資法人に関する法律施行令に係る電磁的方法) 第七十四条 令第九十二条第一項の規定により示すべき電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>二 「略」</p> <p>(契約締結前交付書面の記載方法) 第二百二十九条 契約締結前交付書面には、法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(以下この条において「日本産業規格」という。)Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。</p> <p>〔2・3 略〕</p>	<p>(投資信託及び投資法人に関する法律施行令に係る電磁的方法) 第七十四条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>二 「同上」</p> <p>(契約締結前交付書面の記載方法) 第二百二十九条 契約締結前交付書面には、法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。</p> <p>〔2・3 同上〕</p>
---	--

備考 表中の「」の記載は注記である。